

○大学院給付奨学金規程

平成22年6月18日

制定

改正 平成24年3月13日大学規程第16号

平成24年11月16日大学規程第3号

平成30年10月27日法人規則第5号

平成31年3月23日法人規則第9号

平成31年3月23日大学規程第22号

令和元年7月20日大学規程第4号

令和3年3月27日大学規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、研究及び学業等において本学大学院生の模範となるべき人材の育成を目的として給付する大学院給付奨学金について必要な事項を定めるものである。

(応募)

第2条 この奨学金を受けようとする者は、所定の申請書を所定の期間内に提出しなければならない。

(決定)

第3条 奨学生の採用人数及び給付金額は、学長が毎年度予算の範囲内でこれを決定する。

(奨学生選考)

第4条 奨学生の選考及び支給額の決定に関わる審議は、大学学生委員会において行い、当該学生の所属する研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(給付金額等)

第5条 奨学金の給付額は、奨学生が納入すべき入学金及び学費（授業料、施設設備費及び実験実習費）の全額又はそれらの50%とする。

(給付の停止)

第6条 奨学生が、GPAの値が3.50以上の成績を維持できなかった場合には、以後の奨学金の給付を停止する。

(給付の再開)

第7条 前条により奨学金の給付を停止された者が前条の成績基準を回復した場合は、奨学金給付を開始する。

(資格取消し)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を取り消すものとする。

- (1) 奨学生が入学を辞退した。
- (2) 奨学生が除籍又は退学したとき。
- (3) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 学業等の状況が奨学生としての適格性を欠いたと認められるとき。
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

(取消手続)

第9条 前条による資格の取消しは、大学学生委員会及び研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(奨学金返還)

第10条 奨学生がその資格を取り消された場合には既得の奨学金を返還しなければならない。

(併給)

第11条 日本学生支援機構の支給する奨学金その他本学以外の組織が支給する奨学金との併給は、妨げない。

(所管)

第12条 本規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃に当たって、学長は各研究科委員会、大学院委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(奨学金給付対象要件の変更による改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(事務組織の改編に伴う改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（給付金額等の変更による改正）

附 則

- 1 この改正は、令和元年9月1日から施行する。（給付対象の変更及び成績基準の制定）
- 2 平成31年度採用奨学生については、改正前の取扱いによる。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。（事務組織の改編等による改正）